

竹富町告示第 31 号

竹富町観光案内人条例の運用の特例に関する要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 日

竹富町長 西大舩 高旬

竹富町観光案内人条例の運用の特例に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、竹富町観光案内人条例(令和元年条例第 19 号。以下「条例」という。)の運用に係る特例について必要な事項を定めるものとする。

(追完を認める文書の特例)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項の規定により観光案内人の免許を受けようとする観光事業者は、条例第 8 条第 2 項第 9 号の規定で定める自然観光事業を営む上で、また環境教育を実践する上で必要と考えられる法令等に基づく普通救命救急等の講習を受講したことを証明する文書について、自己の責めに起因する以外の提出できない理由がある場合、しかるべき時期までに追完することができる。

2 前項の追完の請求においては、町長に対して、自己の責めに起因する以外の提出できない理由を書面で提出して、町長の判断を仰がなければならない。

3 町長は、前項の判断において、竹富町観光案内人条例施行規則(令和 2 年規則第 5 号。以下「条例施行規則」という。)第 14 条により設置される審査委員会に意見を聴くことができる。

(登録料の納付猶予の特例)

第 3 条 免許事業者が条例第 8 条第 7 項に規定する登録料について、納付期限内に一括して納付することが困難である場合には、その者の申請に基づき、その納付期限日の翌日から起算して 180 日以内に限り、その納付を無担保で猶予することができる。

2 前項の登録料の納付猶予は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響をうけて、相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合に限る。

3 前項の申請においては、それを疎明する書面を町長に提出し、町長の判断を仰がなければならない。

4 町長は、前項の判断において、条例施行規則第 14 条により設置される審査委員会に意見を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。